

山 監 査 第 3 5 号

平成30年（2018年）4月19日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成29年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【教育委員会】

1 学校教育課

[指摘事項 契約関係について]

- ア 業務委託契約書中の受託者の所在地が法人登記された住所地でない。また、見積書及び請求書の住所が契約書の住所と異なっており、市債権者登録された住所とも異なっている。契約書に表示されている住所地は単なる営業所であり、登記簿謄本からすると、契約を締結できる法人ではない。また、代表権を持つ代表取締役は契約書の住所地に存在しない等、適切な契約書とはいえない。
- イ 約款に「別紙送迎計画書のとおり」とされているが契約書に別紙送迎計画書が存在しない。別紙計画書を契約書に添付し、適切な契約書とされたい。
- ウ 「旅行シーズンによりバスの確保が困難である。」を理由に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、競争性のない1社見積りによる特命随意契約をしているが、2日間1日最大9台のバスを確保することが他社において困難であるか疑問である。地方自治体の契約は競争入札が原則であることから、本来であれば予定価格を決定し、入札を行わなければならない。また、契約の締結において予定価格が財務規則第99条に掲げる金額を超える場合は、事前に監理室と協議しなければならない。

[改善措置]

- ア 契約書中の受託者の住所については、法人登記された住所地かを確認し、正確に表記します。また、見積書・請求書の住所と合致するように確認します。
- イ 契約書約款に基づく送迎計画書を適切に添付します。
- ウ 平成30年度から児童生徒送迎業務委託契約については、予定価格を決定し、競争入札を行います。

2 中央図書館

[指摘事項 収入事務について]

ア 図書館施設使用許可に係る使用料の算定について、図書館条例第8条第3項では「使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。」と定められているが、端数処理されていない金額が納付されている。適正な事務処理をされたい。

イ 社会教育施設使用許可書（領収書と兼用）が発行されていないものがある。適正な事務処理をされたい。

[改善措置]

ア 今回、誤って徴収した過誤納金は返還処理を行いました。今後、使用料の算定については、条例を遵守し、適正に処理をします。

イ 今回の事案は、早急に発行し、相手方に手渡しました。今後、使用許可書（領収書と兼用）は使用料納付と同時に発行するよう、適正に処理をします。